第一条のうち法人税法施行規則別表三(一)の次に二表を加える改正規定のうち別表三(一)付表一の表中

沖縄の認定法人の所得の特別控除額 （別表十(一)「9」又は「13」）	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 （別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」）
国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 （別表十(二)「8」）	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額 （別表十(一)「16」又は別表十(二)「11」）

を、

所得等の金額 (9)－(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)－(16)＋(17)－(18)－(19)＋(20)＋(21)－(22)＋(23)＋(24)＋(25)＋(26)－(27)＋(28)＋(29)－(30)	所得等の金額 (9)－(10)＋(11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)－(16)＋(17)－(18)－(19)＋(20)＋(21)－(22)＋(23)－(24)＋(25)＋(26)－(27)＋(28)＋(29)－(30)

に改める。

第一条中法人税法施行規則別表三(一)付表を削る改正規定の次に次のように加える。

別表三(一)の表中

措法第62条の３第２項第１号　該当 措法第68条の68第２項第１号　該当	措法第62条の３第２項第１号　該当 措法第68条の68第２項第１号　該当

を

措法第62条の３第２項第１号　該当 旧措法第68条の68第２項第１号　該当	措法第62条の３第２項第１号　該当 旧措法第68条の68第２項第１号　該当

に改める。

第一条のうち法人税法施行規則別表三(一の二)の記載要領の改正規定中「別表三(一の二)」の下に「の表中

譲渡した土地等に係る連結納税の開始若しくは連結納税への加入又は非適格株式交換等に伴う時価評価損益

を

譲渡した土地等に係る非適格株式交換等又は通算制度の開始、通算制度への加入若しくは通算制度からの離脱等に伴う時価評価損益等

に改め、同表」を加え、「」の次に「」を「が」を「連結法人」と、「）第３条」を「。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）第３条」と、「」を加える」を「が令和２年改正法第16条の規定による改正前の」に改める」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表三(一の三)の改正規定の次に次のように加える。

別表三(一の三)の表中

譲渡した土地等に係る連結納税の開始若しくは連結納税への加入又は非適格株式交換等に伴う時価評価損益

を

譲渡した土地等に係る非適格株式交換等又は通算制度の開始、通算制度への加入若しくは通算制度からの離脱等に伴う時価評価損益等

に改め、同表の記載要領第一号中「(同法第68条の68第５項」を「(所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の68第５項」と、「が同法」を「が令和２年旧措置法」と、「同法第62条の３第５項」を「租税特別措置法第62条の３第５項」と、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第三号中「同法第68条の68第５項」を「令和２年旧措置法第68条の68第５項」と、「同法第62条の３第４項第13号」を「租税特別措置法第62条の３第４項第13号」と、「同法第62条の３第５項」を「租税特別措置法第62条の３第５項」と、「同法第68条の68第４項」を「令和２年旧措置法第68条の68第４項」に改める。

別表三(一の三)付表の記載要領中「(同法第68条の68第５項」を「(所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の68第５項」と、「が同法」を「が令和２年旧措置法」と、「同法第62条の３第５項」を「租税特別措置法第62条の３第５項」と、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改める。